

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な参加を通じて持続的に地域社会に貢献することを企業使命としており、そのためにも公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立を重要な経営課題であると認識しております。

当社では、平成22年7月よりコンプライアンス委員会を設置し、ガバナンス体制について常に考え、当社グループの成長ステージに則した体制の強化・充実に鋭意取り組んでまいります。また、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの方々に対する経営の透明性を向上させるために、適時適切な開示体制と積極的なIR活動を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大野利美知	10,533	40.30
ファーマライズ従業員持株会	1,151	4.40
中北薬品株式会社	1,100	4.20
株式会社バイタルネット	1,100	4.20
株式会社ほくやく	1,100	4.20
伊藤忠商事株式会社	1,000	3.80
大野小夜子	844	3.20
株式会社アイセイ薬局	749	2.90
平松仁	510	1.90
鈴木孝雄	299	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は四半期毎の会計監査人による監査後、会計監査の内容確認を行っております。また、会計監査人の期中往査においても監査役は必要に応じて会計監査人と意見の交換を行っております。また、当社は経営及び業務内容の活動を公正な立場で評価、指摘、指導する役割を担う内部監査・統制室を設置しております。内部監査・統制室は年間計画に基づき業務監査を実施し、その結果は監査役会にも報告されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
地搦幹夫	他の会社の出身者									○
佐藤勝	公認会計士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
地搦幹夫	○	—	銀行の経歴が長く、事業会社の実務にも精通しており、当社の監査役として適任と判断したためであります。

佐藤勝

高い専門性から経理、財務、税務の監査ができ、当社の監査役として適任と判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の属する医薬品業界は、特に社会性や公共性への配慮が不可欠な業界であると認識します。その観点からも取締役や従業員のインセンティブを設定するのではなく、あらゆるステークホルダーに十分配慮した健全な経営を行いたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直近事業年度における全取締役に対する報酬額は次の通りであります。
取締役を支払った報酬 143,976千円(9名)
監査役を支払った報酬 13,603千円(3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は平成18年8月5日の定時株主総会において決議された報酬限度額・年額500,000千円以内(但し使用人兼務取締役の使用人部分は含まない)としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、内部監査・統制室及び会計監査人と相互に連携をとりながら効果的に監査を行うよう、意見の交換、指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、取締役会において経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、社外監査役が過半数を占める監査役会が職務執行に対する監査を行う運営体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実が図れるよう努めております。また、平成23年10月より執行役員制度を導入し、業務の執行責任と監視責任を明確にすることでさらに透明性の高いガバナンス体制の確保に努めております。

1. 株主総会

株主総会は、当社の最高意思決定機関として所与の決議承認を行う機関であると同時に、株主に対して経営の実態、方向性を具体的に開示説明する場と認識しております。この認識に従い株主が適切に当社を理解できるよう運営しております。

2. 取締役会

取締役会は、常勤の取締役6名(社外取締役はおりません)で構成されており、毎月2回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、また当社及び子会社の業務執行に対する管理監督を行っております。また非常勤も含めた監査役も必ず出席意見を表明しております。

3. 執行役員会議

当社は平成23年10月より執行役員制度を導入しております。これまで取締役が担ってきた「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役は「意思決定、監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うことといたしました。執行役員は各事業会社の代表取締役、当社の本部長及び経理部長で構成され、原則として毎月1回の定例執行役員会議を開催し、業務執行の連携や進捗についてグループ横断的に協議を行っております。なお、執行役員の任期は執行責任の明確にするため1年としております。

4. 監査役会

当社の監査役は現在3名で、その内2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、内2名が常勤監査役、1名が非常勤監査役であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担、監査計画に従い、取締役会やグループ運営会議、各種委員会への出席、部門監査等を行って、監査法人と連携して、取締役の業務執行の適法性、会社財産の保全管理及び内部統制の有効性の検証を行っております。

5. 各種委員会の状況

調剤薬局事業では調剤過誤及び個人情報の漏洩が大きなりリスク要因となります。当社では、当該リスクに対するリスクマネジメント体制を強化するため、社内に次の委員会や検討会組織を設置し、最重要課題として取り組んでおります。

「調剤過誤検討会」

各店舗に過誤防止担当者を置いて店舗内にてインシデント情報に基づいた過誤防止対策の検討会を月1回行います。

「過誤防止委員会」

各エリアより委員を選出して、インシデント事例の収集と分析から過誤防止対策の考案、各エリア内店舗への過誤防止に対する取り組みの啓蒙などを行います。委員会は月1回開催し、インシデントの発生状況とその原因、今後の防止策について取りまとめ、適時取締役会に報告しております。

「調剤過誤判定委員会」

調剤過誤発生時において各店舗から報告されるリスクレベルの検証を行います。ハイレベルの調剤過誤で対応が必要な場合は、即刻「過誤対策委員会」が設置されます。

「過誤対策委員会」

重大な調剤過誤により健康被害が発生した場合等において設置し、患者や医療機関などに対する対応方法を決定します。

「個人情報保護委員会」

当社では情報漏洩リスク回避のため「個人情報保護規程」により取締役を委員長とする「個人情報保護委員会」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」

経営陣を含めたグループ全体において総括的なコンプライアンス体系に対する認識を高めるために、コンプライアンスマニュアルの策定と運用、コンプライアンスに関する教育啓蒙活動等を行っております。

6. 内部監査及び監査役監査の状況

社長直属の組織として内部監査・統制室を設置し、法令規制及び社内ルールの遵守、業務の効率性など内部統制の機能検証に当たっております。

内部監査・統制室、監査役会及び監査法人とは定期的に打ち合わせを行うなど相互に連携をとりながら効果的に監査を行うよう、意見の交換、指摘事項の改善状況の確認を行っております。

また内部監査・統制室では、個人情報保護委員会をはじめとした各種委員会の状況や機能について監査を行う他、内部監査・統制室内にコンプライアンスに関する受付窓口を設け、その対応に当たっております。

7. 会計監査人の状況

会計監査業務は、優成監査法人と監査契約を締結し、当該監査を受けております。

(業務執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 渡邊芳樹(継続監査年数5年)

業務執行社員 鶴見寛(継続監査年数5年)

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名、会計士補9名、その他3名であります。

8. 弁護士等その他の第三者の状況

当社は2つの法律事務所と顧問契約を締結しており、また専門分野に応じてその他の弁護士からもアドバイスを受けております。またそのほか税務や労務等専門分野に関しては、随時専門家に相談する体制を構築しております。

9. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項として、会社法第423条第1項の規定により取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)に対する損害賠償責任について、法令に定める額を限度額として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を発揮できることを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営には高い専門性が求められるため、現在、社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役が過半を占める監査役会による業務監査や会計監査、監査法人や内部監査・統制室との連携により取締役の業務執行を監視する体制が確立されております。

さらに、平成23年10月から執行役員制度を導入することで取締役会における業務の監視機能と執行機能を分離し、責任と権限を明確化しております。

また、調剤過誤等のリスク要因に対する各種委員会の設置により、現場レベルにまで問題意識の共有化を行っていること等から、現状の体制でコーポレートガバナンスは十分に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は8月下旬の日程とし、一般株主の参加が見込まれる日を選定しております。
その他	ホームページに招集通知及び決議通知の全文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する情報を迅速、正確かつ公平に開示することを目的にディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長から個人投資家の皆様に決算内容や成長戦略、今後の事業展開について説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施し、アナリスト、機関投資家の皆様に決算内容や事業戦略について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに、IRリリース、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書などの資料類のほか、財務ハイライトや株式情報も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長が担当役員となり、経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の推進に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域医療チームや緊急医療体制への参加等をはじめ、全国の薬局店舗において地域活動に積極的に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主の皆様に対し、迅速、正確かつ公平な情報開示を図ることを基本方針とし、IR活動にも積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下のとおり内部統制の基本方針を定めております。なお、平成23年10月27日開催の取締役会において、一部内容の見直しを行いました。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役職員教育等を行う。
内部監査部門は、総務部門と関係の上、コンプライアンスの状況を監査する。
これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス受付窓口を内部監査部門に設置し運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
当社は、稟議規程および文書管理規程等に従い、取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。
取締役、執行役員および監査役は、稟議規程および文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにあつては事業会社統括部門が行うものとする。
新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および執行役員会からの付議事項を審議するとともに、取締役、執行役員および社員が共有する全社的な目標を定める。
執行役員は、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。また、ITを活用して、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことが可能な全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役、執行役員および部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。
事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。
なお、子会社の代表取締役は、四半期毎に当社に対して営業報告を行う。
6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、執行役員、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役、執行役員または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス受付窓口による通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社の各部門および子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。
当社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部門を対応部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社を取り巻く多種多様なリスクに対し、その分析・評価を行ったうえで必要な対策を取ることが重要と考えております。内部統制システムの運用状況を絶えずモニタリングし、常に改善を行うとともに、事業領域の拡大等により新たに認識したリスク等への対処も適宜行い、常に想定リスクに備える体制の整備を図ってまいります。

(適時開示に関する当社の方針)

当社グループは、透明性に重きをおき、公正な経営を実現できる経営体制を確立し、経営上の意思決定の迅速化及び健全性の確保によって、企業価値を増大させることを経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。

適時開示に関しては、「適時開示情報承認に関する職務権限明細書」「インサイダー取引防止規定」を制定し、重要情報の管理運用を定めており、法令や規則の遵守に努めるとともに、株主・投資家の皆様及びその他のステークホルダーの方々に対して、迅速、正確かつ公平な情報の開示を図るとともに、適時適切に開示し、企業経営の透明性確保に努めています。

